

秋田県女性の正規雇用促進奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 秋田県女性の正規雇用促進奨励金（以下「奨励金」という。）の交付については、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この奨励金は、女性の非正規雇用から正規雇用への促進を目的とし、女性の有期雇用労働者又は無期雇用労働者を正規雇用労働者等へ転換または直接雇用（以下「転換等」という。）した事業主を対象に、厚生労働省のキャリアアップ助成金正社員化コースまたは障害者正社員化コース（以下「キャリアアップ助成金」という。）を受給した場合に交付する。

(交付の範囲)

第3条 本奨励金は、予算の範囲内において、交付する。

(定義)

第4条 本要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 対象となる女性は、令和6年4月1日時点で55歳未満の女性（以下「女性」という。）とする。
- (2) 「有期雇用労働者」とは、期間の定めのある労働契約を締結する労働者（短時間労働者および派遣労働者のうち、期間の定めのある労働契約を締結する労働者を含む）をいう。
- (3) 「無期雇用労働者」とは、期間の定めのない労働契約を締結する労働者（短時間労働者及び派遣労働者のうち、期間の定めのない労働契約を締結する労働者を含む）のうち、正規雇用労働者等以外の者をいう。
- (4) 「正規雇用労働者等」とは別表に定める者をいう。
- (5) 「有期から正規」とは、有期雇用労働者から正規雇用労働者等へ転換等した場合をいう。
- (6) 「無期から正規」とは、無期雇用労働者から正規雇用労働者等へ転換等した場合をいう。

(交付対象事業主)

第5条 奨励金は、次の各号を全て満たす事業主へ交付するものとする。

- (1) 秋田県内に事業所を有する事業主であること。
- (2) 令和6年4月1日以降に、秋田県内に住所がある女性を正規雇用労働者等へ転換等し、キャリアアップ助成金のうち「有期から正規」又は「無期から正規」の区分について、都道府県労働局長より支給決定を受けていること。
- (3) 女性を正規雇用へ転換等し、申請日において対象となる労働者の転換等後の雇用区分の状態が継続し、離職していないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。

- (5) 申請事業主の代表者、役員、又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、秋田県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団及び暴力団員が申請事業主の経営に事実上参画していないこと。

(奨励金の額)

第6条 キャリアアップ助成金に関する転換等の区分に応じ、女性の正規雇用1人につき、下表に定める金額とする。

なお、キャリアアップ助成金のうち第1期分を対象とする。

区 分	女性 正規雇用一人当たり
有期 から 正規	100,000 円
無期 から 正規	50,000 円

(交付申請等の手続き)

第7条 奨励金の交付を受けようとする事業主（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる申請書類一式を、秋田県知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。

- (1) 秋田県女性の正規雇用促進奨励金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- (2) 対象労働者の内訳（様式第2号）
- (3) キャリアアップ助成金に係る支給決定通知書の写し及び支給申請書類の写し
- (4) 対象労働者に係る労働者名簿の写し
- (5) 請求書（様式第3号）
- (6) 振込先口座が確認できる通帳の写し等
- (7) 本人確認書類の写し（個人事業主の場合）
- (8) その他知事が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 知事は、前条の申請書類の内容を審査し、奨励金を交付することが適当と認めるときは、奨励金の交付を決定し、秋田県女性の正規雇用促進奨励金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(不交付決定通知)

第9条 知事は、前条の規定による審査の結果、支援金を交付することが適当と認められない場合は、秋田県女性の正規雇用促進奨励金不交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し及び返還命令)

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、秋田県女性の正規雇用促進奨励金交付決定取消通知書（様式第6号）により、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 提出書類の記載事項に虚偽があるとき。

(2) 申請時に誓約した内容に違反したとき。

(3) キャリアアップ助成金について、不正受給の判明や都道府県労働局長からの支給決定に関する取り消しがあったとき。

2 知事は、前項の規定により、交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に対する奨励金が交付されているときは、秋田県女性の正規雇用促進奨励金返還命令書（様式第7号）により、当該交付決定者に対し期限を定めて、返還を命ずるものとする。

（報告及び検査）

第11条 知事は、前条第1項各号についての疑義が生じたときは、奨励金を交付した者に対し、報告の聴取又は立入検査を行うことができる。

（額の確定）

第12条 財務規則第256条の規定による額の確定は、第8条の交付決定により代えるものとする。

（手続きの一部省略）

第13条 この奨励金は、財務規則第263条の規定による手続きの一部を省略できるものとし、手続きを省略できる書類は財務規則第253条の補助事業等遂行状況報告書とする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年3月24日から施行する。

別 表

要綱第4条第4号に規定する正規雇用労働者等とは、正規雇用労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員および短時間正社員をいう。

正規雇用労働者	次のアからオまでのすべてに該当する労働者をいう。 ア 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。 イ 派遣労働者として雇用されている者でないこと。 ウ 同一の事業主に雇用される通常の労働者と比べ勤務地又は職務が限定されていないこと。 エ 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じであること。 オ 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法および支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について、長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者であること。
勤務地限定正社員	次のアからオまでのすべてに該当する労働者をいう。 ア 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。 イ 派遣労働者として雇用されている者でないこと。 ウ 就業規則等に規定する所定労働時間が同一の事業主に雇用される正規雇用労働者の就業規則等に規定する所定労働時間と同等の労働者であること。 エ 勤務地が、同一の事業主に雇用される正規雇用労働者の勤務地に比べ限定されている労働者であること。 オ 賃金の算定方法および支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について、同一の事業主に雇用される正規雇用労働者の正社員待遇が適用されている労働者であること。
職務限定正社員	次のアからオまでのすべてに該当する労働者をいう。 ア 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。 イ 派遣労働者として雇用されている者でないこと。 ウ 就業規則等に規定する所定労働時間が同一の事業主に雇用される正規雇用労働者の就業規則等に規定する所定労働時間と同等の労働者であること。 エ 職務が、同一の事業主に雇用される正規雇用労働者の職務に比べ限定されている労働者であること。 オ 賃金の算定方法および支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について、同一の事業主に雇用される正規雇用労働者の正社員待遇が適用されている労働者であること。
短時間正社員	次のアからエまでのすべてに該当する労働者をいう。 ア 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。 イ 派遣労働者として雇用されている者でないこと。 ウ 所定労働時間が、同一の事業主に雇用される正規雇用労働者の所定労働時間に比べ短い労働者であること。 エ 賃金の算定方法および支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について、同一の事業主に雇用される正規雇用労働者の正社員待遇が適用されている労働者であって、時間当たりの基本給、賞与、退職金等の労働条件が、同一の事業主に雇用される正規雇用労働者と比較して同等である労働者であること。

秋田県知事 宛て

(電話番号)

秋田県女性の正規雇用奨励金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請等します。

2 奨励金申請額の内訳

区 分	轉換等人数 (A)	奨励金単価 (B)	交付申請額 (C = A × B)
有期→正規	人	100,000 円	円
無期→正規	人	50,000 円	円

転換等を実施した事業所の名称	
雇用保険適用事業所番号	

資本金又は出資の総額	円	常時雇用する労働者数 (企業全体の人数)	人
主たる事業	小売業（飲食店を含む）	サービス業	卸売業 製造業 その他の業種
事業内容			
法人番号			

5 誓約事項

秋田県女性の正規雇用促進奨励金の申請にあたり、次のとおり誓約します。

（誓約事項をよく読み、☒を入れてください。）

- ☐ 交付対象要件を全て満たしているとともに、申請内容に虚偽や不正等はありません。
- ☐ 対象事業所は秋田県内に所在し、申請日以降も事業を継続し、雇用を維持する意思があります。
- ☐ 申請日時点において、対象となる労働者は離職していません。
- ☐ 対象となる労働者は令和6年4月1日時点の年齢が55歳未満の女性で間違いありません。
- ☐ 破産法に基づく破産手続開始の申立ては、なされておられません。
- ☐ 申請事業主の代表者、役員、又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、秋田県暴力団 排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団及び暴力団員が申請事業主の経営に事実上参画していません。
- ☐ 秋田県から検査、報告、是正についての求めがあった場合は、これに応じます。
- ☐ 不正受給が判明した場合には、支援金の支給の取消及び返還に異議なく応じます。

【添付書類】

- ・対象労働者の内訳（様式第2号）
- ・キャリアアップ助成金 支給決定通知書の写し
- ・キャリアアップ助成金 支給申請書の写し
- ・キャリアアップ助成金 正社員化コース（または障害者正社員化コース）内訳の写し
- ・キャリアアップ助成金 正社員化コース（または障害者正社員化コース）対象労働者詳細の写し
- ・対象労働者に係る労働者名簿の写し
- ・請求書（様式第3号）
- ・振込先口座が確認できる通帳の写し等
- ・（※個人事業主の場合のみ）本人確認書類の写し（運転免許証など）

申請担当者名 _____
電話番号 _____
（日中に連絡可能な番号） _____

対象労働者の内訳

	番号	（フリガナ） 氏名（※1）	転換等実施日及び 支給対象労働者の R6.4.1現在の年齢	転換等された日 における対象労働者 雇用事業所（※2） の名称	転換等された日におけ る対象労働者雇用事業 所（※2）の住所・連絡 先	転換等された日におけ る対象労働者の住所
対 象 労 働 者	例	（アキタ ユリコ） 秋田 由利子	転換等実施日： R 6年4月1日 R6.4.1時点の年齢 30 歳	（株）秋田県庁	〒〇〇〇-〇〇〇〇 秋田県秋田市 山王3丁目1-1 TEL 018-860-2334	〒▲▲▲-▲▲▲▲ 秋田県秋田市 山王4丁目▲-▲
	1	（ ）	転換等実施日： R 年 月 日 R6.4.1時点の年齢 歳		〒 秋田県 TEL	〒
	2	（ ）	転換等実施日： R 年 月 日 R6.4.1時点の年齢 歳		〒 秋田県 TEL	〒 秋田県
	3	（ ）	転換等実施日： R 年 月 日 R6.4.1時 歳		〒 秋田県 TEL	〒 秋田県
	4	（ ）	転換等実施日： R 年 月 日 R6.4.1時点の年齢 歳		〒 秋田県 TEL	〒 秋田県
	5	（ ）	転換等実施日： R 年 月 日 R6.4.1時点の年齢 歳		〒 秋田県 TEL	〒 秋田県
	6	（ ）	転換等実施日： R 年 月 日 R6.4.1時点の年齢 歳		〒 秋田県 TEL	〒 秋田県
	7	（ ）	転換等実施日： R 年 月 日 R6.4.1時点の年齢 歳		〒 秋田県 TEL	〒 秋田県
	8	（ ）	転換等実施日： R 年 月 日 R6.4.1時点の年齢 歳		〒 秋田県 TEL	〒 秋田県

※1 転換等された日から対象労働者の姓が変更になっている場合には、変更後の姓で記入し、転換時の姓を（ ）書きで記入。

※2 対象労働者雇用事業所は、対象労働者が勤務する事務所や店舗の名称、住所及び連絡先を記入。

請 求 書

令和 年 月 日

秋田県知事 宛て
（課名 雇用労働政策課）

債権者 所在地（住所）

法人名

代表者 職・氏名

「秋田県女性の正規雇用促進奨励金」を次のとおり請求します。
ついては、次の口座に振り込んでください。

請 求 金 額 _____ 円

金融機関名		銀行・金庫 組合・農協	本・支店名		本店 支店
口座種別 ※○で囲む	普通・当座・貯蓄	口座番号 ※右詰め			
口座名義 ※カタカナで記載					

※法人の場合は当該法人名義、個人事業主の場合は申請者本人(個人) 名義の口座を記載してください。

【連絡先等】

	責任者	担当者
部 署		
役 職 ・ 氏 名		
電 話 番 号		
メールアドレス		

指令雇労 一
令和 年 月 日

所在地（住所）

法人名

代表者職・氏名 様

秋田県知事

秋田県女性の正規雇用促進奨励金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった秋田県女性の正規雇用促進奨励金については、次のとおり交付することに決定したので、秋田県女性の正規雇用促進奨励金支給要綱第8条の規定に基づき、通知します。

交付決定額 円

指令雇労 ー
令和 年 月 日

所在地（住所）
法人名
代表者職・氏名 様

秋田県知事

秋田県女性の正規雇用促進奨励金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった秋田県女性の正規雇用促進奨励金の交付については、
次の理由で不交付となりましたので通知します。

（不交付の理由）

指令雇労 一
令和 年 月 日

所在地（住所）

法人名

代表者職・氏名 様

秋田県知事

秋田県女性の正規雇用促進奨励金交付決定取消通知書

秋田県女性の正規雇用促進奨励金の交付決定については、次の理由により取消しましたので
秋田県女性の正規雇用促進奨励金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、通知します。

（取消の理由）

[]

指令雇労 ー
令和 年 月 日

所在地（住所）
法人名
代表者職・氏名 様

秋田県知事

秋田県女性の正規雇用促進奨励金返還命令書

秋田県女性の正規雇用促進奨励金交付要綱第 1 0 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり秋田県女性の正規雇用促進奨励金の返還を命じます。

返 還 す べ き 金 額		円	
返 還 期 限		年 月 日まで	
返 還 を 請 求 す る 理 由			
指令年月日	年 月 日	指令番号	指令雇労 ー
交 付 年 度	年度	補助金等の名称	秋田県女性の正規雇用促進奨励金
補 助 金 等 の 支 給 決 定 額		円	